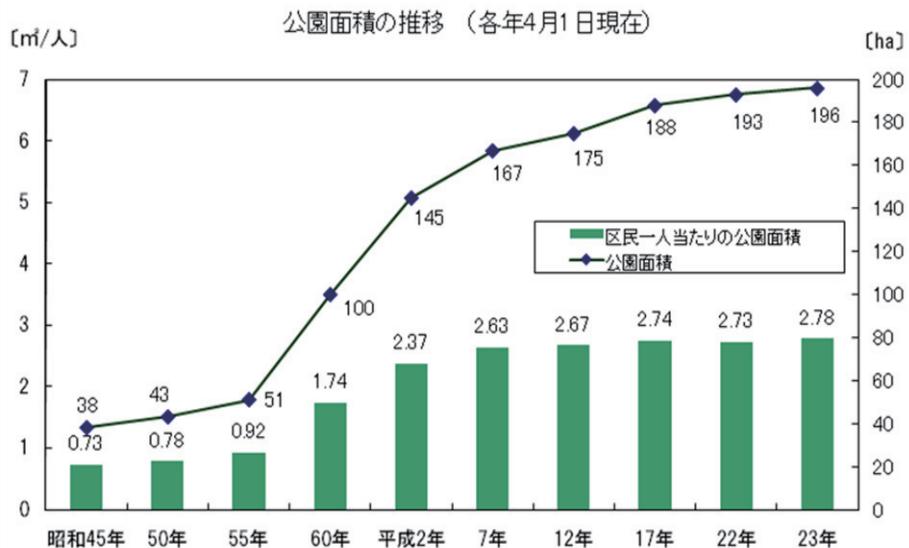


第6項 身近なみどりの創造と再生

日常生活における潤いのある環境をつくるために、地域で身近なみどりの核となる街区公園の整備、生け垣化などの推進、道路や河川、駅前や公共施設などの緑化に取り組んでいます。

(1) 公園整備

区内の公園、緑地や児童遊園などは、平成 23 年 4 月 1 日現在、都立公園 4 園を含め 632 園あり、その面積の合計は、1,969,288.07 m²です。区民一人当たりの公園面積は 2.78 m²で、昭和 45 年に比べると 3.8 倍になっています。



「練馬区みどりの基本計画」にかかげた区民 1 人当たりの公園面積の目標値 6 m²を目指し、今後も地域の特性を考慮した安心して楽しめる公園整備を進めていきます。

(2) 地域の緑化

学校緑化

区立の小・中学校は、教育の場であるとともに、地域社会のかけがえのない空間です。区では、みどり豊かな学校をつくることを目的に校庭の芝生化、みどりのカーテン、屋上緑化を進めています。

これまでに小・中学校 99 校のうち、30 校で校庭の芝生化を、42 校でみどりのカーテンを、10 校で屋上緑化を行いました。

みどりの協定

残されたみどりの保護と失われたみどりの回復を図るために、一定の地域の区民と区が協定を結び地域の緑化を進めています。平成 23 年 3 月末現在、15 地域で協定が結ばれており、区から配布した苗木による緑化と地域住民による美化が行われています。

生け垣化助成の推進

みどり豊かな環境をつくると同時に、震災時の安全確保のために「生け垣化助成制度」を実施しています。

住宅の道路に面した部分を対象として、病害虫被害による植え替えやブロック塀などを生け垣に造りかえる際に区民に設置費の一部助成を行い、生け垣化を促進しています。平成 22 年度は約 622.8m (57 件) が生け垣となりました。

屋上緑化助成の推進

都市環境の改善、生活環境の向上を図り、みどり豊かで潤いのあるまちなみを形成することを目的として「屋上緑化助成制度」を実施しています。

人の出入りおよび利用が可能な建築物の屋上に緑化区画を設けて樹木等を植栽する際に工事費の一部を助成しています。平成 22 年度は 26.66 m² (2 件) が緑化区画となりました。

壁面緑化助成の推進

都市環境の改善、生活環境の向上を図り、みどり豊かで潤いのあるまちなみを形成することを目的として「壁面緑化助成制度」を実施しています。

建築物の敷地に緑化区画を設け、多年生のつる植物を育成して建築物の壁面を覆う際に、工事費の一部を助成しています。

結婚出生苗木配布

結婚・出生の記念として、申し込みのあった方へ苗木を配布し、緑化の推進および啓発を図っています。平成 22 年度は春と秋に行い、2,480 本の苗木を配布しました。

緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じてみどりを確保するため、緑化に関する事前協議をしなければなりません。平成 22 年度は 515 件の緑化計画の事前協議がありました。